

## 建設業で働く皆さまに向けて 労働時間の上限規制などに関する説明会を実施しました！

～日立労働基準監督署、茨城働き方改革推進支援センター～

令和5年7月10日・11日



▲説明を行う日立労働基準監督署 前田第2方面主任監督官▲

- (1) 働き方改革関連法による労働基準法の改正により、建設の事業においては、令和6年4月から、時間外労働の上限規制が適用されることとなります。

日立労働基準監督署では建設業で働く皆さまが円滑に法改正に対応できるよう令和5年7月10日（月）及び11日（火）に日立地区産業支援センターにおいて労働時間の上限規制などに関する説明会を実施し、労働時間に関する説明のほか、茨城働き方改革推進支援センターの担当者から建設業において活用しやすい助成金の説明なども行いました。

- (2) 日立労働基準監督署では、今後も建設業で働く皆さまに向けて説明会を行っていきます。ぜひご参加ください。

次回以降の開催予定

【開催日】 令和5年8月10日、8月24日、9月12日、9月26日

【内容】 建設業における労働時間の上限規制や安全衛生対策などについて

【会場】 日立地区産業支援センター 大研修室（日立市西成沢町2-20-1）

【時間】 各回14:00～（2時間程度）

【定員】 約50名

【費用】 無料

【申込】 各開催日のおおむね2週間前から「茨城労働局ホームページ」及び「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」から申し込みができるほか、当署に直接電話等でお申し込みできます。

【お問い合わせ・説明会申し込み先】

日立労働基準監督署 電話：0294-22-5187